



新規参入者に求められる保安業務 ガス機器の流通に変革が起きる可能性も

ガス小売全面自由化以降の役割分担

改正ガス事業法では、ガス事業者の分類は①LNG基地事業者(ガス製造事業者)、②一般ガス導管事業者、③特定ガス導管事業者、④ガス小売

事業者の4つに区分される。これまで、家庭部門の需要家から見ると、②一般ガス導管事業者と④ガス小売事業者は同一の事業者だったため、導管事業に関する業務と小売事業に関する業務の区別は意識されてこなかった。ガス小売全面自由化に伴い、

一般ガス導管事業者、ガス小売事業者がそれぞれ家庭部門の需要家にアプローチするため、需要家接点で発生する業務について、両者の役割分担が改めて整理されている。

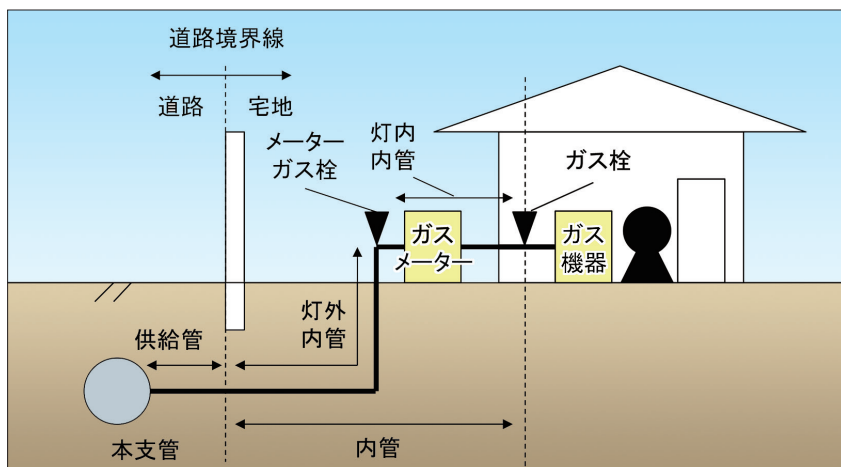
需要家への対応が必要な業務は大きく分けて4つある(表1)。

表1 需要家対応業務の内容

需要家対応業務	業務内容
開閉栓業務	<ul style="list-style-type: none"> ●小売事業者が物理的開栓、内管漏洩検査および消費機器調査を実施する ●当該業務は一般ガス導管事業者に委託することができる ●一般ガス導管事業者は小売事業者あるいはその代理店などに開栓業務を再委託できる
機器故障対応	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス小売事業者が対応する ●機器故障対応に関する業務委託は民・民の取り組みとして制度では規定しない
検針業務	<ul style="list-style-type: none"> ●一般ガス導管事業者がガスメーターの検針を実施し、検針値をガス小売事業者に通知する
ガス設備定期保安点検	<ul style="list-style-type: none"> ●3年に1回の検査は一般ガス導管事業者が担う ●一般ガス導管事業者はガス小売事業者あるいはガス小売事業者の代理店などに点検業務を委託できる

出所：経済産業省資料をもとに日本総研作成

図 ガス設備の区分



出所：日本都市ガス協会資料をもとに日本総研作成

①開閉栓業務(需要家の転居などに伴うガスメーターの開栓と、ガス小売事業者の切り替えや新規入居などに伴うガスメーターの開栓)

②機器故障対応(ガスコンロや給湯器などの故障時の対応)

③検針業務(料金請求のためのガスメーターの検針)

④ガス設備定期保安点検(法令で定められたガス設備の定期保安検査)

このうち、①開閉栓業務と②機器故障対応はガス小売事業者が、③検針業務と④ガス設備定期保安点検は一般ガス導管事業者がそれぞれ行うことになる。ただ、新規参入するガス小売事業者が、開閉栓業務と機器故障対応のノウハウを十分に持ち合わせていない場合を考慮し、当該業務を一般ガス導管事業者に委託することもできるとされている。

新規参入者に求められる保安業務

前述の役割分担の議論では、火災など事故防止への配慮が必要なガスという商材の特性を踏まえ、また「消費者の保安を合理的に確保する」との観点から、一般ガス導管事業者と



表2 保安業務の責任分界

保安義務	概要	責任主体
緊急保安	<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間体制の通報受付や緊急出動部隊を整備する ● 高度な専門性に基づき現場の状況に応じて迅速に対応する 	ガス導管事業者
内管の漏洩検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 圧力計による漏洩有無の確認 ● 内管の設置状況や過去の点検情報を一元的に管理する 	ガス導管事業者
消費機器の調査・危険発生防止周知	● 安全型機器への取替の促進と消費機器に関する問い合わせに対応	ガス小売事業者
物理的開栓	● ガスメーターコックの開栓	ただし、ガス導管事業者はガス小売事業者からの依頼があった場合には正当な理由がない限り適切な条件で受託する
消費機器調査	● ガス種適合性調査、接続具点検、給排気設備調査	
機器危険発生周知	● ガス機器の安全な使い方などの必要事項の周知	
説明・確認	● 小売供給契約内容の説明・確認	

出所：経済産業省資料をもとに日本総研作成

ガス小売事業者を交えて最適な役割分担に関する議論が行われた。

現状のガス設備の区分は、図のようになっている。ガス供給を受ける際、まず宅地外にあるガス導管の本支管から供給管で宅地内までガスを引き込む。続いて道路境界線からメーターガス栓までの灯外内管を引き込み、ガスメーターを設置する。メーターガス栓からガスメーターを経て宅内のガス栓までは灯内内管と呼ばれる。需要家は宅内のガス栓にガス機器(ガスコンロなど)を接続し、ガスを利用(消費)することができる。

このように、ガスの保安という観点では、ガス機器そのものの保安と、宅地内の内管の保安が必要とされるのである。

ガス小売全面自由化以降の一般ガス導管事業者とガス小売事業者の役割分担を、保安という側面から整理すると、表2のようになる。①緊急保安(24時間体制での通報受付・緊急出動など)、②内管の漏洩検査(内管の設置状況の管理や漏洩検査)は、引き続き一般ガス導管事業者が担う。一方、③消費機器の調査・危険発生防止周知は、ガス小売事業者の責任で実施することが求められる。

③消費機器の調査・危険発生防止周知の業務には、前述したガスの供

給開始に伴うガスメーター栓の物理的な開栓に加え、消費機器調査(ガス種適合性調査・接続具点検・給排気設備調査)、機器危険発生周知(ガス機器の安全な使い方などの必要事項の周知、その他の説明確認)、小売供給契約内容の説明・確認が含まれる。ガスという商材の特性を踏まえ、新規参入するガス小売事業者にも保安への高い意識と責任が求められるのである。

事業実施体制の構築が急務

以上のように、ガス小売事業に参入を果たすには、物理的な閉開栓業務を行ったり、消費機器調査や危険発生周知・その他説明などを行ったりする事業実施体制を構築することが必要である。こうした業務を一般ガス導管事業者に委託することもできるが、ガス小売事業のコスト競争力や差別性の確保といった観点からすると、自社あるいはアライアンスなどで内製化を図っていくことが望ましいだろう。

ただ、アライアンスについては、物理的な閉開栓や消費機器調査などのフィールドサービスを実施できるノウハウを持った事業者は、LPガス事業者や地域のガス関係の工事店・代理店などに限られるため、有望な事業者は早期に囲い込まれてしまう

可能性もある。

ガス機器の流通にも影響する可能性

一般ガス導管事業とガス小売事業という区分の導入は、ガス機器の流通にも影響を与える可能性がある。これまではフィールドサービスを行っている工事店・代理店が、消費機器販売・設置、内管工事のいずれも手掛ける場合が多かった。しかし、新規参入するガス小売事業者が需要家にガス供給を行うようになれば、その小売事業者がガス機器の販売・提案を行うようになることも考えられる。その際、直接販売やネット販売などの新たな販売手法を活用し、従来とは異なる流通構造が生まれる可能性がある。

さらに、ガス機器販売を他社との差別化のための重要なポイントと捉え、より需要家の目線に立ったガス機器設置工事の提案(時短工事の提案、機器設置と家事代行の組み合わせなど)や、より洗練されたガス機器の提案(デザイン家電など)を行うガス小売事業者が現れる可能性もある。

このような動きは既存の流通チャネルにとって大きな脅威にもなり得る。新規参入事業者のビジネスモデルによっては、業界に大きな変化が訪れる可能性もある。E